

森林（もり）の体験活動の支援事業の実施に係る留意事項

1 事業の適正な実施について

当該事業は、個人・法人の皆さんから負担していただいた「みんなの森づくり県民税」を活用して実施するものです。「みんなの森づくり県民税」は、水源のかん養や災害の防止、地球温暖化防止等すべての県民が享受している森林の持つ公益的な機能の重要性を考慮し、県民の皆様のご理解と御協力の下に、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を目的としています。

事業の執行及び補助金の事務手続等については、鹿児島県みんなの森づくり県民税関係事業補助金交付要綱及び関係法令・規則等に基づき、各市町村を所管する地域振興局・支庁の林務水産課において、指導等を行います。

事業の趣旨を十分認識していただき、適正な事業実施に努めてください。

2 事業の実施スケジュールの作成・管理について

① 事業を確実に執行するため、「活動実施スケジュール」（別紙「① 様式1：作成例」参照）を作成し、補助金申請と合わせて地域振興局・支庁へ提出してください。

② 地域振興局・支庁から、「活動実施スケジュール」に基づき、順調に実施されているか随時、確認を行いますので適切なスケジュール管理に努めてください。

③ **新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の感染の広がりによっては、活動の縮小や活動自体ができなくなることも懸念され、補助金の減額手続きや調整が生じることも想定されますので、万一、事業の中止や事業内容の変更が生じた場合は、直ちに地域振興局・支庁へ連絡してください。**

3 補助金の出納について

事業に係る経費については、金銭出納簿及び領収書等の証拠書類を適切に管理してください。また、次のことに注意してください。

① 出納簿を必ず作成し、各領収書と対比ができるように番号をつけ整理すること。（特に人件費・旅費については、各領収書と整合がとれる一覧表等（別紙「② 「経費内訳票参考様式」参照）を作成すること。）また、可能な限り専用の口座を開設してください。

② 請求書・領収書の宛先は、必ず申請団体名とし、内容・数量・単価・日付等を記載し使途を明確にしてください。

③ 実績報告で提出された領収書等について、県の確認検査及び監査等において、領収書に記載された受領者等への確認が行われる場合があります。

4 専門家等との連携・協力について

学習活動及び体験活動の充実を図るため、実施に当たっては各地域のグリーンマスター、樹木医、森林インストラクター等の専門家を積極的に活用してください。
(連絡先等については、各地域振興局・支庁へ問い合わせてください。)

5 安全対策について

活動の実施に当たっては、下記により、活動場所の事前の点検等を行うとともに、ヘルメット等の保護具を装着させるなど、安全対策を徹底してください。

① 点検の実施等

活動の会場及びその周辺で参加者の立入りが見込まれる区域においては、危険な立木（枯損木、枯枝がある立木、腐朽している立木等）の有無について点検を実施し、危険な立木については所有者等の了解を得てその除去を行い、除去が不可能な危険木周辺については参加者に対して確実な立入禁止措置等を講じること。

② 保護具の装着

ヘルメット等の保護具を用意し、装着させること。

(参考：ヘルメットの貸出し)

公益財団法人かごしまみどりの基金

(住所：鹿児島市山下町9-15 TEL：099-225-1426)

③ コロナ禍での事業実施となるため、三密対策や新しい生活様式による十分な対策に心がけるとともに、保険への加入など安全に配慮したうえで、実施時期や参加予定人数など当初計画にとらわれることなく出来ることを工夫し、なるべく活動を実施くださるようお願いいたします。

6 「森林（もり）の体験活動年間プログラム」の情報発信について

森林（もり）の体験活動に、県民のみなさんの一層の参加促進を図るため、当該事業で実施する各団体のそれぞれの実施内容、日程・開催場所・申込方法等を県のホームページで「森林（もり）の体験活動年間プログラム」として、情報発信を行います。

- ① 活動情報を『県庁森づくり推進課』へ提出してください。
(別紙「③ 年間プログラム掲載様式」参照)
- ② 各団体で作成した募集チラシ等の印刷物又はデータについても森づくり推進課へ提供してください。
- ③ 活動日程等に変更が生じた場合は、随時、情報更新を行いますので、森づくり推進課へ連絡してください。

(県のホームページ掲載例)

	実施予定日	内容・場所	実施団体	詳細情報	問合せ先
【〇月】	〇月〇〇日	〇〇体験 〇市〇公園	〇〇会	チラシへのリンク 団体HPへのリンク	電話番号 メール
	〇月〇〇日	森の学習と炭焼き体験 〇町〇〇	NPO法人 〇〇会	募集チラシ	電話番号

7 事業の広報について

- ① 活動における参加者募集やイベント案内等については、各団体において、報道機関等への取材案内や県、市町村等の関係機関へ情報提供を行うなど積極的な広報に努めてください。
- ② 事業で作成するチラシや資料、看板等においては、「みんなの森づくり県民税のシンボルマーク」や『みんなの森づくり県民税助成事業』、『みんなの森づくり県民税活用事業の助成を受けています』等の表示を行ってください。
また、参加者や報道機関等に対して、みんなの森づくり県民税関係事業の助成を受けて実施している旨の説明を十分行ってください。
- ③ みんなの森づくり県民税の「シンボルマーク」及び「のぼり」については、県のホームページから、データをダウンロードできますので活用してください。



(シンボルマーク)



(のぼり)

